

富山市建設工事入札参加資格者営業所実態調査要領

平成20年6月5日決裁

平成20年10月31日改正

(目的)

第1条 この要領は、富山市が発注する建設工事について適正な契約を締結するため、建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）への登載等に当たり行う審査に必要な営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）の実態の調査に関し、必要な事項を定める。

(調査対象及び時期)

第2条 調査の対象及び時期は、次のとおりとする。

- (1) 富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱（平成20年富山市告示第583号。以下「選定要綱」という。）第4条第2項に規定する定期受付により申請を行った者

この要領の施行の日以後に、新たに競争入札参加資格申請を行った者（前回の定期受付により有効な期間において資格者名簿に登載されていた者が申請を行う場合を除く。以下「新規申請者」という。）のうち、富山市内に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）については、申請日の翌年2月末日までに調査を行う。

- (2) 選定要綱第4条第3項に規定する随時受付により申請を行った者

新規申請者のうち、市内業者については、毎月15日までに申請をした者にあつては、同月開催の資格者名簿登載に係る資格審査委員会までに、16日以降に申請をした者にあつては、申請日の翌月の15日までに調査を行う。

- (3) 主たる営業所の所在地に係る変更の届出をした者

現に資格者名簿に登載されている者（以下「名簿登載者」という。）のうち、富山市外から富山市内に主たる営業所の所在地を変更した者については、選定要綱第8条に規定する入札参加資格変更届出書の提出があつた後、速やかに調査を行う。

- (4) その他市長が必要と認める者

名簿登載者については、市長が調査の必要があると認めるときは、随時に調査を

行う。

(調査事項)

第3条 実態調査は、次の各号に定める事項について行う。

- (1) 営業所として備えるべき施設などの状況
- (2) 職員配置の状況
- (3) 専任技術者の常勤の状況
- (4) 主たる営業所にあつては、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者の常勤の状況。従たる営業所にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人の常勤の状況
- (5) その他営業の実態を把握するために必要な事項

(調査方法)

第4条 調査は、次の方法により行う。

- (1) 調査は、契約課職員が2名以上で対象者の営業所を訪問することにより行う。
- (2) 原則として、調査は対象者に予告せずに行う。
- (3) 前条に規定する調査事項について、入札参加資格者営業所実態調査票（様式第1号。以下「調査票」という。）に基づき、現場の確認及び聴き取り調査等を行い、必要がある場合には関係書類の提示又は提出を求める。
- (4) 調査終了後は、速やかに、調査票により、契約課長に報告する。

2 前項の規定にかかわらず、市外業者（法第3条第1項に規定する主たる営業所が富山市外にある者をいう。）については、調査票、工事請負実績及び会社概要等の確認によって前条各号の調査を行うことができる。

(改善の通知)

第5条 調査の結果、資格者名簿への登載に必要な営業所としての要件を備えていないと判断され、改善を要すると認められる者については、文書によりその旨を通知し、その結果について、文書により改善を求めることができる。

(再調査)

第6条 改善を要すると認められる者から文書によって改善結果について報告があり、改善がなされたものと判断できる場合には、当該営業所について再調査を行う。

ただし、改善内容が軽易なものについては再調査を行わないことができる。

(入札参加資格の有無、抹消、降格、指名停止)

第7条 新規申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格がないこ

とを申請者に対し通知する。

- (1) 資格者名簿への登載に必要な営業所としての要件を備えていないとき。
- (2) 建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類に事実と異なる事項を記載したことが判明したとき。
- (3) 調査を行うに当たり、正当な理由なく当該調査を拒んだとき。
- (4) 第5条の改善がなされないとき。

2 名簿登載者が、前項各号のいずれかに該当するときは、選定要綱第9条の規定に基づく資格者名簿からの抹消又は格付の降級若しくは富山市競争入札参加有資格者指名停止要領の規定に基づく指名停止を行うことができる。

(細則)

第8条 この要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。